

2022年第4回定例会付託議案外の反対討論(長谷川) 12月8日

私は、日本共産党前橋市議団を代表して、議案 第108号、110号、115号、120号、122号、125号、126号、128号、132号から134号、および136号、137号、以上13件について反対討論を行います。

最初に、議案第108号 令和4年前橋市競輪特別会計補正予算についてです。

本議案は、コロナ禍の巣ごもり需要の影響で、インターネットによる車券売り上げが増えたために、歳入に60億円、市への繰り出しを5000万円増額補正しようとするものです。

わが党は、適正な補正予算措置を否定するものではありませんが、前橋市が戦後復興対策として政府が特別に認めた公営ギャンブルを今なお継続していることを認めることができません。この間も、ガーデン前橋への場外車券場の増設や競輪場の営利事業者である日本トーターへの運営委託に強く反対してきました。

いま、全国的にギャンブル依存症による家庭崩壊などの社会問題も顕在化しており、ギャンブルである競輪事業収入に市財政を依存することに賛成はできません。ギャンブルにささやかな楽しみを求めている人々も少なくありませんが、オリンピック種目に競輪が採用されたことを大いに生かして、健全なスポーツとして自転車競技を発展させて、人々がギャンブルとして競輪場に足を運ばなくてもすむような社会をめざすべきです。

次に、議案第110号 令和4年度前橋市産業立地推進事業特別会計補正予算および、議案137号、土地の買い入れについてです。

補正額の2億2240万円は駒寄スマートインターチェンジ産業団地の建物移転補償費の追加であります。コロナ禍と円安による経営悪化で苦しむ地元中小企業支援の支援を何よりも優先すべき時に、大企業呼び込み型の産業政策を続け、総面積約20.9haもの大規模な産業団地を整備することを認めることはできません。

関越自動車道路の沿線という立地条件の良さはあるものの、景気状況が好転する見込みがないため、各企業の国内投資や設備投資は今まで以上に慎重になっています。アベノミクスに固執する政府と日銀は、今もなお異次元の金融緩和策で円安誘導を続けており、大規模な産業団地の早期分譲ができるかどうか分かりません。以上の理由から、特別会計補正予算に賛成することはできません。

また、池端町の同産業団地予定地の45人の地権者から、優良農地約10ヘクタールを買い入れることも、農地保全に力を入れている本市の農業振興策と矛盾しています。大企業支援のために次々と農地をつぶし続ければ、前橋市の基幹産業である農業を振興し、日本の食料自給率を高めることもできません。

次に議案第115号 前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正についてです。

いま、燃料や食料品などの物価高騰が続き、市民の可処分所得が下がり続けています。このような中で、本市職員及び非正規職員の生活を支えるために、給与及び期末手当等を引き上げることは当然であります。しかし、市長等の特別職や議員の期末手当の引き上げについては賛成できません。

特別職については、戸塚前副市長の官製談合防止法違反による逮捕もあり、市民から市長の任命責任や市政運営についての厳しい批判の声が上がっております。原因究明や再発防止に向けての明確なメッセージが示されていない中で、手当の引き上げについての理解は得られません。

また市議会議員についても、月額58万5千円の報酬によって議員活動が保障されており、市民のくらしの厳しさが深まる中で引き上げは適切ではありません。引き上げ財源が確保できるのであれば、少しでも生活困窮者への支援、あるいは経営で苦しむ小規模事業者への応援策に振り向けるべきであります。

次に、議案120号、前橋市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてです。

本議案は、本市の個人情報保護法を廃止して、今年4月に施行された個人情報保護法に基づく運用をするための施行条例の制定であります。総括質問で指摘した通り、政府は各自治体の個人情報保護条例に基づく運用が「官民や官同士での円滑なデータ流通の妨げになっている」と指摘し、国として「統一ルール」を定め、個人情報の取り扱いを国の個人情報保護委員会に一元化するために、個人情報の保護規定を大幅に緩和し、利活用や流通を強めようとしています。

施行条例の提案と合わせて廃止しようとしている本市の個人情報保護条例は、国の個人情報保護法よりも厳しい独自の規制を行い、①住民からの個人情報の提供は本人の同意に基づく、②提供した目的以外には使用しない、③自治体から外部には提供しないことを原則とし、例外は個人情報保護審議会で個別に審議して取り扱いを規定し運用してきました。

要配慮個人情報の取得やオンライン結合の規制を緩和し、審議会の役割を制限することは、個人情報保護を後退させ、自治体の条例制定権の否定にもつながりかねません。以上の理由から、個人情報保護法を全面的に運用するための施行条例制定議案に賛成することはできません。

次に議案2号、前橋市個人番号利用条例の改正についてです。

本来、任意であるマイナンバーカードを取得しなければ生活保護や国保や介護・障がい者福祉などの市独自の行政サービスを利用できなくなるような条例改正には賛成できません。

いま国も群馬県も前橋市も、2万円相当のマイナポイント給付など、さまざまな誘導策でマイナンバーカードを来年3月までに全市民に取得させようと躍起になっていますが、本市のカード交付率は10月末時点で51.76% 申請率は59.96%にとどまっています。

4割近くの市民がカード取得をためらっているのは、カードを利用すれば個人情報がヒモ付けさ

れ、本人の同意もなしに情報が国や民間企業に流用されることに不安を感じているからです。

病歴や受診歴、買物履歴、スマホの検索履歴などを通じて、やがては趣味嗜好、交友関係、支持政党、思想信条などのプライバシー情報が集積され、国や企業にそれぞれの個人情報や過去の行動を分析するプロファイリングが拡大すれば、国民監視社会の危険が必ず高まります。

国は、2023年4月から「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」、2024年秋には「健康保険証」を廃止し、マイナンバーカードと一体化した「マイナ保険証」に切り替えると突然言い出しました。

10月26日の衆議院厚生労働委員会においてわが党議員の追及に対し、厚生労働大臣は「原理原則は、保険料を払っている方がきちっと保険医療を受けることができる、これをしっかり担保していくことが大事」と答弁しましたが、そうであるならば、これまで通りの「健康保険証」を認めるべきで、マイナ保険証への切り替えは任意にとどめるべきではないでしょうか。生活に欠かせない保険証と引き換えにマイナンバーカードの取得を迫るのはあまりに強権的です。

しかも保険証を一体化させた「マイナ保険証」は昨年10月に運用が始まりましたが、利用者はいまだに全人口の約2割しかありません。政府や行政の持つ個人情報流出事件が後を絶たず、「マイナ保険証」に対しても、国民が不信に思うのは当然です。

また、「マイナンバーカードの保険証利用等に係るシステム導入の義務化」は、システム導入に伴う多額の経費や維持費の発生等、医療現場へ大変な負荷をかけることが懸念されます。現時点で、運用を開始した施設は3割程度にとどまっていますが、すでにカードの保険証の読み取りができないというシステム障害が多数発生しています。全国保険医団体連合会が医師・歯科医師を対象に今年の8月に行ったアンケートでは、保険証の原則廃止とオンラインでの資格確認の義務化に約8割が反対しています。

生活保護や介護など各種行政のシステムも十分確立していない下で、カードを保有しなければ市独自の行政サービスの利用ができなくなると受け止められるような、条例改正を先行して行うことは認められません。

次に、前橋市農業集落排水事業の設置及び管理に関する条例の制定について、および議案第128号、前橋市農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う条例の整備に関する条例の制定についてです。

本議案は、再来年2024年4月までに水道局への移管を求める政府総務省の指示にそって、農業集落排水事業の所管を、農政部から水道局に移管するための条例制定であります。

わが党は、水道局に移管しても、農集排施設を維持管理するために不足する財源を市の一般会計から現状の年間7億円の繰り入れを継続することや、施設の更新事業などに農水省の補助金交付が可能であること、さらには、農集排施設の建設や維持管理に精通している農村整備課職員を水道局に異動することなどを確認したうえで、今回の移管についてはやむを得ないと判断しましたが、水道料金や下水道料金と同じく農集排施設使用料に消費税10%が上乗せされているので、消費税そのものに反対の立場から2議案に反対であります。

なお、市周辺部で整備されたインフラ施設である農集排事業は、市街地の公共下水事業と比べても、そもそも使用料収入が少ないため独立採算が原則の地方公営企業会計で運営できないため、農水省が所管して国庫補助金交付と一般会計の繰入金で運営が続けられてきた経緯があります。当面は、国の交付金と一般財源の繰り入れで運営することを政府も認めています。行政改革を推進する総務省は、上下水道事業を農水省、厚労省、国交省の縦割り行政をなくして、将来的にはこれらの事業を国交省に集約し、最終的には地方公営企業としての独立採算事業化を求めようとしているのではないのでしょうか。今後とも、国の動向を慎重に見守りながら、市民の使用料負担が重くならないよう、国に必要な意見を上げるよう求めておきます。

次に議案第132号、前橋市富士見温泉見晴らしの湯ふれあい館の指定管理者の指定、議案第133号、前橋市林間研修施設おおさる山の家の指定管理者の指定についてです。

2議案とも、市有施設の維持管理を指定管理者として民間事業者指定する議案です。わが党は、公の施設の管理運営を営利を求める民間事業者に委託することには一貫として反対してきており、さまざまな問題点を再三指摘してきましたが、以下に述べるような問題点がいまだに改善されておらず、特に今年までの数年間はコロナ禍の下、より深刻になったことから、今回の指定にも同意できません。

反対理由の第1は、施設の職員の待遇についてです。

指定管理者が運営している各施設の職員体制は共通してパート・アルバイトなどの非正規率が非常に高くなっています。しかし市当局は給与について、個々には把握しておらず、指定管理者任せとなっています。フルタイムで働いても月収16万円前後では生活の保障はできず、官製ワーキングプアにほかなりません。雇用を安定させることにより職員と利用者の信頼関係も生まれ、サービスの質が向上します。しかし、指定管理者は収益性、採算性から非正規職員でまかなうことが多いうえに、指定管理期間があり継続した雇用も保証できません。結局、職員は不安定で劣悪な待遇で働くことになり、ひいては市民サービスの低下にもつながります。

また今年も新型コロナ感染の拡大が続いたために利用者減少によって料金収入が大幅に減額し、燃油の高騰などで維持管理経費が増額し施設経営が大変苦しくなっています。いま指定管理者には減収補填が検討されていますが、国の雇用調整助成金の活用を含め職員の給与の支払い状況などは把握されていません。コロナ禍のもと、不安定雇用の問題点がますます明らかになっています。

反対理由の第2は、「公の施設」でありながら管理経費の状況が、指定管理者任せで不透明であることです。特に指定管理料がどのように使われているのか、収支がどのようになっているのかについて、市議会に報告がなく、所管課がいくら計画や実績で確認しているといっても、それ自体が不透明で客観性がなく、減収補填の是非も判断できません。

さらに、荻窪公園あいのやまの湯と粕川元気ランドの来年度からの指定管理者の公募に応募事業者がなく、再募集を行っていることにも、指定管理制度の不安定さが示されています。今回の事態を契機に、営利事業者を指定管理者に剪定することをやめ、まちづくり公社などの非営利の外郭団体に限定するなどの見直すべき時期に来ていると考えます。

最後に、議案第134号、道の駅まえばし赤城の指定管理者の指定について、および、議案第136号、前橋市新設道の駅整備運営事業契約締結議決事項の変更についてです。

わが党は、新設道の駅は、上武道路の交通量や立地条件、さらには農畜産物についても魅力ある地域ブランドが準備されていないなどの状況から、7~~㌠~~の面積は過大であり、2ヘクタール程度に縮小することを提案し、洪水ハザードマップによる浸水想定地域となっていることや隣接する細か沢川や法華沢川の洪水防止対策が不十分なことなどを指摘し、この間の整備予算や契約に係る一連の当局提案の議案に反対してきました。

このような中で、施設は若干の嵩上げ工事や軟弱地盤強化工事を経て当初計画に沿った工事が行われました。しかし、どこの道の駅でも利用客の最も中心施設である農畜産物直売所は最も頼りにすべき JA 前橋と(株)ロードステーションとの十分な連携も図らなかったために、出荷する農業生産者が未だに170名しか集まらず、このままでは年間を通して安定的な農畜産物の確保ができるかどうか分からない状況です。現状では、前橋市の農業振興に貢献する道の駅にはなりません。

新道の駅の整備は、15年間の運営費を含めて総事業費約130億円、前橋市の負担は約86億円の大規模事業ですが、現状の準備状況では、前橋市のゲートウェイどころか、年間80万人の集客目標が達成できるかどうか全く分かりません。

したがってわが党は、運営事業者(株)ロードステーション前橋上武の整備工事及び運営準備の取り組みを見ても、指定管理者として指定すること及び事業契約の変更についても同意することはできません。

以上を申し述べまして、3議案の反対討論といたします。